

【被扶養者申請に必要な添付書類】

※被扶養者の申請には、下記①～③の確認書類が必要です。該当する確認書類をご提出ください。

◆審査内容によっては、別途、追加で書類をお願いすることがありますので、ご了承ください。

【①身分関係の確認書類】

【注意】住民票原本及び戸籍謄本原本は、3か月以内に発行された被保険者との続柄の確認できるもの

- 同居の場合
- 世帯全員の住民票原本
※同じ住所でも、住民票が別々で続柄が確認できない場合(被保険者も認定対象者も世帯主の場合等)
戸籍謄本原本を追加で提出して下さい。
※内縁関係の場合
被保険者、扶養したい方双方の戸籍謄本原本と住民票原本
- 別居の場合
- 戸籍謄本原本
※外国籍の方で、戸籍を有していない場合
母国において発行される続柄が確認できる書類
(外国語で作成されたものは、翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付)

【②生計維持関係の確認書類】

- (1)認定対象者の収入の確認書類
- ※高校生以上の方は全員下記添付書類必要
- ※16歳未満(義務教育者)は書類添付不要

申請時点の状況			確 認 書 類
収入あり	給与収入	給与とは：パート、アルバイトなど雇用形態は問わず、会社から支給されている定期的な賃金で、税引き前の金額(交通費や各手当も含む)	勤務先から発行された給与明細書のコピー(直近過去3か月分) *仕事開始したばかりの場合は、雇用契約書と1か月分の給与明細書
	失業給付	受給中の方は、日額が3,612円未満(認定対象者が60歳以上又は障害厚生年金受給要件に該当する場合は、日額が5,000円未満)であること	雇用保険受給資格者証の写し
	年金	年金とは：老齢、障害、遺族など、種類を問わず受給している全ての年金	年金額改訂通知、年金振込通知書、今年度からの受給であれば年金証書 のいずれかの写し
	自営業	個人商店、フリーランス等	直近の確定申告書の写し ※確定申告書第一表、収支内訳書(損益計算書)、計算明細書など税務申告している書類全てのコピー
	業務委託者	特定の発注元から業務を委託されている方	直近の確定申告書の写し ※確定申告書第一表、収支内訳書(損益計算書)、計算明細書など、税務申告している書類全てのコピー (確定申告をしていない場合は1年間分の報酬明細書、業務を開始して1年未満の場合は業務開始後の全ての報酬明細書)
	不動産賃料や、配当、利子収入		直近の確定申告書の写し ※確定申告書第一表、収支内訳書(損益計算書)、計算明細書など、税務申告している書類全てのコピー
	傷病手当金など、その他の収入		受給している金額が分かる書類のコピー(種類と金額、支給期間が明記されているもの)
	無職無収入		専業主婦(夫)、学生等 昨年今年も無職無収入の方は、3ヶ月以内に発行された直近の非課税証明書原本
収入なし	退職	失業給付の受給要件を満たさない方	退職証明書原本、健康保険資格喪失証明書原本、退職日の記入された源泉徴収票のコピー のいずれか
		失業給付の受給申請をしない方	退職証明書原本、健康保険資格喪失証明書原本、離職票1・2のコピー、退職日の記入された源泉徴収票のコピー のいずれか
		失業給付の受給期間を延長した方	雇用保険受給資格者証の写し
	失業給付の受給が終わった方		雇用保険受給資格者証の写し(両面必要、「支給終了」の印字があるもの)
他	任意継続保険の資格を喪失した方		任意継続保険資格喪失証明書原本
	自営業を廃業した方		廃業届(開廃業等届出書)のコピー

(2)被保険者と扶養認定対象者が別居の場合の確認書類

【注意】扶養認定対象者が被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族である場合は、別居での申請は出来ません。

- ・仕送りが振込の場合はご利用明細票、預金通帳、ネットバンキングの入出金明細等のコピー (直近過去3か月分)
※振込者、振込先の者及び振込額が表示されたもの
- ・仕送りが送金の場合は現金書留の控えの原本又はコピー (直近過去3か月分)

【③扶養されるようになった日を証明する書類】

- ・結婚、離婚等、戸籍の移動を伴う理由であれば、戸籍謄本原本 (出生時は不要)
- ・同居、別居等、住民票の移動を伴う理由であれば、住民票原本
- ・就職、退職等、収入が伴う理由であれば、生計維持関係の確認書類
- ※①②で添付した確認書類内で③の証明が確認できる場合は、追加添付不要
- ※被保険者の取得日と同日に扶養申請する場合は、③の書類は不要

◆任意継続での扶養申請の際は、【③扶養されるようになった日を証明する書類】は不要です。